

(別紙3)

【 記 載 例 】

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物以外のもにに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容 ※1	分別解体等の方法 ※2
	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無 ※道路上の舗装版(取壊し・運搬・処分)を施工する場合など「有」とする	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無 ※配水管布設(替)工を施工する際、障害となるボックスカバーを撤去・処分する場合など「有」とする	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無 ※配水管布設(替)工に伴い給水管切替を施工する際、民地のコンクリートを取壊し・処分する場合など「有」とする	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※1 該当する作業の有無について、「レ」または「■」印を付けてください。

※2 分別解体等の方法については、作業内容欄が無の場合は記入の必要はありません。

作業内容欄が「無」の場合
分別解体等の方法欄は記入
しない。

水道施設・舗装工事の場合は
「なし」と記入してください。

2 解体工事に要する費用(直接工事費)

なし 円(税込み)

(注1) 解体工事の場合のみ金額を記入してください。(※土木工事等の場合は「なし」と記入してください。)

(注2) 受注者の見積金額(解体工事に伴う分別解体等及び積込みに要する費用で、仮設費及び運搬費は含まない。)を記入してください。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物 の種類 ※1	施設の名称 ※2	所 在 地
アスファルト	○△□興業	太田市浜町△△-〇〇
特定建設資材廃棄物である4種類 (コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設 資材、木材、アスファルト)のうち当該工事 で発生する資材を記入してください。		受注者が選択した施設名、所在地 を記入してください。

※1 特定建設資材廃棄物である4種類のうち、当該工事で発生する資材を記入してください。

※2 受注者が選択した施設を記入してください。(品目ごとに複数記入可)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

〇〇,〇〇〇 円(税込み)

(注1) 受注者の見積金額

る費用)を記入し

(注2) 該当がない場合は

上記3に記入した特定建設資材廃棄物の
再資源化等に要する費用及び運搬に要す
る費用を記入してください。

に要する費用及び運搬に要す